

議会だより

平成25年12月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

12月定例会

- 村長行政報告 ①ページ
- 村政のここが聞きたい・一般質問 ①ページ
- 12月定例会議案審議 ②ページ

村長行政報告

公共土木災害7次査定の結果報告。

河川27件1億4千1百91万7千円。道路7件2千4百32万円。合計34件1億6千6百23万7千円。宿毛土木関係7件で5千5百20万6千円。合計で2億2千1百44万3千円。

一般質問

質問 横本行雄



集落活動センター事業について

村長は9月議会において事務局の立上げが大事と言われたが努力したのか。なぜ出来なかったか伺う。

答弁 杉本村長

任期数ヶ月になった者が局長を決めるべきでない。新村長の意向に添って人選すべきと考える。

答弁 田辺産業建設課長

副村長を中心に数回勉強会をし、行政が中身を把握した上で新年から部落廻り、各部署の意見をとりまとめ、予算も拠点ビジネス事業から集落活動センター事業に移す。

議案審議

●職員のリ任用に関する条例の制定

質疑 田村 清廣

若者の就職先として、村職員は有望な職種と思う。再任用が増えると窓口が狭くなるのではないか。引退する村長が新しい条例を作る必要があるのか。3月議会でも再検討するべきではないか。

答弁 今西総務課長

年金の支給年齢が上がり、本来なら1年前に提出すべきであった。

一度に多数の退職者が発生し、組織の低下が招かれる時点で再任用は良いのではないか。

答弁 杉本村長

3月議会でも、今議会でも関係ないと思う。

討論 田村 清廣

引退する村長が提案するのも納得出来ない。定年退職に準ずる者という部分も慎重審議が必要と思う。今議会での採決には反対する。

討論 藤本 節雄

本当は、24年度にやっておくべき条例。今議会の提案に賛成する。

賛成多数 可決

●三原村介護保険条例の一部改正 全会一致 可決

●三原村後期高齢者医療に関する条例の一部改正 全会一致 可決

●平成25年度三原村一般会計歳入歳出補正予算

既決額に3億2千7百21万1千円を追加し、26億2千8百42万4千円とする。

質疑 田村 清廣

パソコンの買い替えが6百30万円という説明ですが総数が何台あって、何台買い替えなのか。

全国的にこういう問題が起きているので、3月議会辺りになれば、国の補助金が出るのではないかと。

答弁 今西総務課長

パソコン数は、小・中学校教育用の物を入れて1百45台あります。

今回対象とする部分は63台です。

全国的な広がりがあるという事で、機材の調達、また、その設定に係る時間的な余裕が無い。

質疑 武内 茂充

農地集積円滑化対策事業費1百80万円を予算計上している。

この1百80万円というのは、6ha確定の予算で、農業公社から要求のあった分の植栽の

人件費予算措置が出来ていないのに、予算どおり県から補助金がくるのか。

答弁 田辺産業建設課長

今年については、言われたとおり、3haで終わるかもしれない。

来年度作業員を増やして春に植え付けたい。

全会一致 可決

●平成25年度三原村国民健康

保険特別会計歳入歳出補正予算

既決額に46万2千円を追加し、2億9千5百3万9千円とする。

全会一致 可決

●平成25年度三原村国民健康

保険診療所特別会計歳入歳出補正予算

既決額に1万5千円を追加し、4千6百8万5千円とする。

全会一致 可決

●平成25年度三原村介護保険

特別会計歳入歳出補正予算

既決額に1百49万1千円を追加し、2億4千2百30万円とする。

全会一致 可決

●平成25年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出補正予算

既決額に1百23万9千円を追加し、3千2百13万9千円とする。

全会一致 可決

●平成25年度三原村後期高齢

者医療特別会計歳入歳出補正予算

既決額に3百18万6千円を追加し、2千7百48万6千円とする。

全会一致 可決

●平成25年度三原村電気事業

特別会計歳入歳出補正予算

既決額に19万5千円を減額し、3億3千8百60万5千円とする。

全会一致 可決

●平成25年度三原村固定資産

評価審査委員会委員の選任

住所 三原村皆尾4百51番地

氏名 西村 敏男

任期 昭和25年3月24日生
平成25年12月20日から
平成28年12月19日まで

全会一致 同意

常任委員会の動き (10月~12月)

総務

10月4日

◎公民館の耐震、写真・民具の今後について協議した。

12月3日

◎12月議会対応について協議した。

産業建設

10月17日

◎農業公社と、今後のユズ植栽計画、管理体制等について意見交換した。

11月28日

◎12月議会対応について協議した。

自然エネルギーに関する調査特別委員会

12月6日

◎12月議会対応について協議した。

新議員誕生

12月22日

◎平成25年12月22日の議会議員補欠選挙で2名の
新議員が誕生し、所属する委員会が決まりました。

浅井 大徳 産業建設常任委員会
議会広報委員会

大久保智康 総務常任委員会



新年のごあいさつ



三原村長
田野 正利

新年明けましておめでとうございます。
村民の皆さまには、輝かしい新春を健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年、十二月二十五日より村政を司る長として就任させていただきました。身の引き締まる思いでございます。

私は、公約に掲げさせていただきました「主役は住民」を基本理念とし、行動力と情熱をもって、村政発展のため精一杯頑張っていく決意でございます。

それには、村民の皆さまの声に対し真摯な気持ちで耳をかたむけ、常に住民の目線で対話することから始めていきたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

具体的に引き継ぐ、県の事業といたしまして、道路では県道土佐清水宿毛線、中村宿毛線など、砂防事業は岡ノ前ダム、急傾斜対策事業は江ノ谷を予定しております。

また、諸般の事情で平成二十年度で休止状態となっております、広域農道を県道として再開されることとなりました。

この事業は、農業振興はもとより、観光、そして近い将来起こるといわれている南海トラフ地震の大災害に、物資の輸送、緊急避難路、防災拠点などの重要路線として位置付けられています。

その他、現在本村が抱える課題は、福祉、教育、産業振興など多岐にわたり、簡単に解決できる事ではございませんが、皆さまとの対話を大切に一步一步進めてまいりたいと思います。

皆さま方には心よりご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本年が幸せな年となりますようご祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

あけましておめでとうございます



三原村議会議長
大倉 民雄

村民の皆様、新年あけましておめでとうございます。
村民の皆様には、日頃より村議会に対しまして暖かいご指導とご協力を賜り心よりのお礼を申し上げます。

国内においては、アベノミクスによって株価は上昇し、景気の回復の兆しは見えるものの、四月からは消費税増税、TPP参加、原発再稼働、特定秘密保護法、そして、憲法改正とこれからの日本の将来を決定するよう大きな問題を抱えており、二十六年度は激動の政治の幕開けのように思われます。

また、昨年十二月二十二日には、三原村長選挙が行なわれ、田野新村長が誕生し、今後四年間の村の舵取り役を任せられました。

同時に行なわれた議員の補欠選挙では、二人の新人議員も誕生し、議会内にも新しい風が吹くものと期待する所であります。

村長も議員も村民の付託を受けており、今後も活発な議論をし、未来に向け明るい三原村づくりに励みたいと思います。

村民の皆様のご多幸を祈念しまして、簡単ではありますが年頭の挨拶といたします。



12月25日、初当選した田野正利村長が初登庁。
午前9時、庁舎玄関前で職員らに拍手で出迎えられる中、笑顔で花束の贈呈を受けました。

田野村長初登庁



1月2日、三原村成人式を農構センター多目的ホールにおいて開催。
今年は男性9名・女性7名、計16名の新成人が出席し、大人としての新たなスタートを踏み出しました。

平成26年三原村成人式

土佐おもてなし勤王党参上！

1月9日、『高知家の食卓』県民総選挙2014PR隊が役場を訪問。

当日は、土佐おもてなし勤王党の坂本龍馬さん、武市半平太さん、瓦版屋おりょうさんの3人が訪れ、職員や役場を訪れた方々にチラシを配って県民総選挙への投票を呼びかけました。



平成26年度(平成25年分) 村県民税・国保税申告のご案内

平成25年所得分の村県民税・国保税の申告受付を例年どおり地区別で行います。
下記の日程で都合が悪い方は、3月17日までに役場(税務係)で申告をお願いします。
また、確定申告は、2月17日から3月17日まで中村税務署と役場で受け付けています。

日程表 受付場所：各集会所	地区	平成26年	午前	午後
	下切	2月17日(月)	9:00~11:30	
	亀ノ川	2月17日(月)		1:30~4:00
	広野	2月18日(火)	9:00~11:30	
	芳井	2月18日(火)		1:30~4:00
	柚ノ木	2月20日(木)	9:00 ~ 3:00	
	宮ノ川	2月21日(金)	9:00 ~ 3:00	
	来栖野	2月24日(月)	9:00~11:30	
	皆尾	2月24日(月)		1:30~4:00
	下長谷	2月25日(火)	9:00~11:30	
	上下長谷	2月25日(火)		1:30~4:00
	上長谷	2月27日(木)	9:00 ~ 3:00	
	狼内	2月28日(金)	9:00~11:30	
	成山	2月28日(金)		1:30~4:00
	役場(税務係)	2/17(月)~3/17(金) <土日祝日を除く>	8:30~12:00	1:00~5:15

●申告の対象者

平成26年1月1日現在三原村に居住する方。

ただし、生活保護世帯の方と税務署へ確定申告をされる方を除きます。

●申告の対象となる期間

平成25年1月1日から同年12月31日までの1年間。

●申告に持参していただくもの

1. 印鑑

2. 所得を計算できる資料

- (1) 勤務先、事業所の発行した賃金、給料支払額報告書。
- (2) 農業・営業・その他の事業は、売上、支払、必要経費を計算できる資料・領収書・関係帳簿等。
- (3) 農機具等を購入した場合は、機種・年式等が確認できるもの。

3. 所得控除の明細

- (1) 生命保険料(領収、証明書が必要)
- (2) 旧長期・地震保険料(領収、証明書が必要)
- (3) 医療費控除(本人及び扶養者の領収書)

(※「医療費のお知らせ」は領収書とはみなされません。)



●国民健康保険税について

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して税額の負担を軽くする軽減制度がありますが、所得の申告のない方は軽減を受けられませんので、所得がなくても必ず申告してください。

お問合わせは、役場税務係まで ☎46-2111

延滞金の計算方法変更のお知らせ

三原村の税金を納期限内に納めないことにより課せられる延滞金について、平成26年1月1日以降の期間分について下記のとおり計算方法が変更となりました。

延滞金の率	納期限からの期間	特 例	
		本則	2014年(平成26年)1月1日以降の期間
	納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで	7.3%	特例基準割合※B + 1% ※平成26年中:2.9%(1.9%+1%) (上限7.3%)
	それ以降	14.6%	14.6%(本則) 特例基準割合※B + 7.3% ※平成26年中:9.2%(1.9%+7.3%)

●特例基準割合について

◆2013年(平成25年)12月31日まで

※A:各年の前年の11月30日の商業手形の基準割引率(日本銀行法第15条第1項第1号で定められている率)に、年4%の割合を加算した割合。0.1%未満の端数があるときは切捨てとなります。

◆2014年(平成26年)1月1日から

※B:各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を平均した割合として財務大臣が告示した割合(平成26年は0.9%)に、年1%の割合を加算した割合。

○延滞金額の算出方法

(税額 × 延滞金の率 × 日数 ÷ 365日)

(注意)・各期別の税額が、2,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。

- ・各期別の税額に、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて延滞金を計算します。
- ・延滞金額が、1,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。
- ・延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。

確定申告会場の案内

中村税務署では、次の期間中、所得税、個人事業者の消費税及び贈与税の申告会場を設置しております。

◆設置場所:中村税務署(所在地 四万十市中村新町四丁目4番地)

◆開設期間:平成26年2月17日(月)~3月17日(月)(土・日曜日及び祝日を除く。)

◆受付時間:8:30~16:00まで

※申告相談は、午後5時まで行っていますが、申告書の作成等に時間を要しますので、申告会場には午後4時までにお越しください。

中村税務署

村税納付期限のおしらせ

○国民健康保険税8期 平成26年2月28日まで

○固定資産税4期 平成26年3月31日まで

よろしくお祈いします。

国民健康保険被保険者証の更新について

現在お持ちの国保の保険証の有効期限は平成26年3月末日までです。

平成26年3月下旬には新しい保険証の郵送を行います。

国保税の滞納がありますと、通常の保険証の交付ができず、『短期証』や『資格者証』をお渡しすることになりますので、納め忘れがないか今一度ご確認をお願いします。

なお、75歳以上の方の後期高齢者医療保険の保険証は平成26年7月31日まで使えます。平成26年3月の更新は国保のみですので、お間違いの無いようにお願いします。

高齢受給者証について

70歳から74歳の方は、病院にかかるときは「高齢受給者証」と「保険証」を持参してください。

高齢受給者証の対象となる方は

次のすべてにあてはまる方が対象となります。

- ・国民健康保険に加入している方
- ・70歳から74歳の方
- ・後期高齢者医療制度の適用を受けていない方

70歳を迎える誕生月の翌月（各月の1日生まれの方は、誕生月）の1日適用になりますので70歳になるまでに郵送いたします。手続きは必要ありません。

不明なことなど住民課国保係（電話46-2111）までお願いします。

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 年 月 日	
記号・番号	
世帯主 組合員	住所
氏名	男女
対象被保険者	氏名
生年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

出張年金相談

開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

■開設日

平成26年3月20日（木曜日）

■開設時間

午前10時～午前12時まで

■開設場所

三原村役場・第三会議室

○相談時に必要なもの

- ・年金手帳
- ・年金証書

・その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて委任状と写真付きの身分証明書等（運転免許証推奨）が必要です。

委任状が必要な方は三原村住民課（46-2111）までお問い合わせください。

家畜を飼育されている皆様へ

飼育状況について定期報告をお願いします

近年、国内で高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が相次いで発生しました。このため家畜伝染病予防法が改正され、家畜の飼育状況より正確に把握するために、飼育されている方は年1回、定められた事項を最寄りの家畜保健衛生所に報告することになりました。

・次の家畜を飼育されている方は報告が必要です。

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

・報告は毎年1回、2月1日の飼育状況を所定の報告用紙に記入のうえ、4月15日までに家畜保健衛生所に提出してください。

・報告用紙は家畜保健衛生所又は三原村役場にありませす。

また県畜産振興課ホームページからも取り出せます。

詳しくは家畜保健衛生所までお問い合わせください。

【問い合わせ先】西部家畜保健衛生所 ☎0880-3712148

賃借料情報の提供について

農地法の改正により、標準小作料制度が廃止され、賃借料として情報提供を行うことになりました。

平成25年1月から平成25年12月にあった利用権の設定における10aあたりの賃借料は、以下のとおりです。

賃借料支払い（16件、4.07ha）

平均	12,000円
最低額	12,000円 (4.07ha)
最高額	12,000円 (4.07ha)

物納(玄米)（16件、7.57ha）

平均	(30.0kg)	
最低額	30kg	(7.57ha)
最高額	30kg	(7.57ha)



平成26年産 「経営所得安定対策」について

平成22年産からはじまった「農業者戸別所得補償制度」は、平成25年産からは、「経営所得安定対策」へと名称が変更となり、平成26年度からは、一部見直しを行い実施されます。

三原村での取り組みの中心となっている「飼料用米」の取り扱いは、WCSについては、昨年同様10a当り8万円ですが、飼料用米は、数量払いによる助成となる予定です。

なお、主な予定交付単価等は、次のとおりです。(H25.12.24現在)

- 飼料用米……………条件により10a当り、5.5万円～10.5万円
- WCS用稲……………8万円/10a(昨年同様)
- 米の直接支払交付金……………7.5千円/10a
(米の生産量目標を守った農業者対象：H29年産までの時限措置30年産から廃止)
- 米価変動補填交付金……………廃止
- 対象農業者……………すべての「販売農家」と「集落営農」

遊休農地をなくしましょう！

農地を転用する場合や、農地でお困りのことなどありましたら、お気軽に各地区の農業委員にご相談ください。
農業委員会事務局 三原村役場内 TEL46-2111

農
業
委
員
会
だ
よ
り

三原村農業委員会 平成26年2月

平成26年度(一般入試)県立中村高等技術学校訓練生募集!!

追加入試

募集科	応募資格	訓練期間	募集定員
木造建築科	中学校卒業以上で(平成26年3月卒業見込みを含む)H26.4.1現在 29歳以下の方	2年	10名
左官・タイル施工科	中学校卒業以上で(平成26年3月卒業見込みを含む)H26.4.1現在 35歳以下の方	2年	9名

短期課程【前期】入試

募集科	応募資格	訓練期間	募集定員
住宅リフォーム科	中学校卒業以上で(平成26年3月卒業見込みを含む)H26.4.1現在 65歳以下の方	6ヵ月	10名

願書受付期間：平成26年3月4日(火)～3月25日(火) 試験科目：適性試験・面接

試験日：平成26年3月27日(木)

合格発表：平成26年3月31日(月)

※遠隔地者には寮(男性)もあります。詳しくは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ：高知県立中村高等技術学校 ☎0880-37-2723 HP：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151305/>



火災 救急は119

～消すまでは 心の警報 ONのまま～

空気が乾燥し、火災の起こりやすい気象状態になってきました。
火の取扱いには十分注意をして下さい。又、風の強い日には、たき火やあぜ焼きなどは絶対にしないようにして下さい。



年末警戒運動

消防団では平成25年も12月27日～31日まで年末警戒をしました。又、来栖野婦人消防隊でも30日に来栖野地区の夜警を実施しました。
年末年始に1件の火災も起こさないように全員一丸となって取り組みました。



消防出初め式

平成26年1月5日(日) 農業構造改善センターにおいて、消防出初め式を実施しました。当日、三原村長による消防団員の観閲が実施されました。
寒波が訪れ大変寒い中、参加した消防団員・消防職員一同が火災・災害のない三原村を目指して新たな決意をしました。

「三原村消防団協力事業所表示証」交付式を行いました

消防団活動に積極的に協力している事業所に対し、平成25年11月12日に第1回目の「消防団協力事業所表示証」交付式を行いました。今回初めて表示証を交付した事業所は下記のとおりです。

交付事業所 三原村来栖野387
(株) 沢良木建設株式会社



三原村消防団協力事業所表示制度について

消防団活動に積極的に協力している事業所・団体に対し、「消防団協力事業所表示証」を交付し、事業所・団体が地域へ社会貢献していることを広く広報するとともに、地域住民への消防団に対する理解を深め、事業所・団体の信頼性の向上、消防との連携・協力体制の強化につなげ、地域における消防防災体制の充実強化を図っています。

※三原村消防団協力事業所の詳細については三原分署までお問い合わせ下さい。
幡多西部消防組合三原分署 TEL 0880-46-2629



消防団協力
事業所表示証

ついていませんか？ 住宅用火災警報器！



すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています必ず設置しましょう

住宅用火災警報器とは…

住宅用火災警報器は火災により発生する「煙」や「熱」を感知して、「警報音」又は「音声」などで知らせるものです。

なぜ設置するの？

もし誰もいない部屋や就寝中に火災が発生したとき、気付くのが遅れ、逃げ遅れる可能性があります。火災の発生をす早く察知できれば、いち早く避難することができ、命が助かる可能性が高くなることから設置が義務付けられました。

どこ設置するの？

●寝室……………

寝室には必ず設置します。

「煙式」の感知器を寝室の天井、または壁面に取り付けます。(来客が就寝する部屋は除きます。)

●階段……………

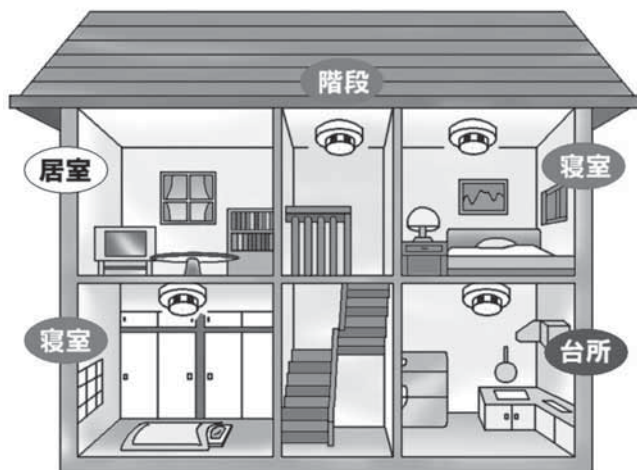
寝室が2階以上にある場合、階段にも設置します。

寝室と同様に「煙式」の感知器を階段の天井、または壁面に取り付けます。

●台所(任意設置)……………

火災予防条例では設置義務はありませんが、設置をおすすめします。

台所には「熱式」の感知器をおすすめします。



- 取付けが義務付けられている所……寝室・階段
- 取付けをおすすめする所……………台所

どんな種類があるの？

●煙式住宅用火災警報器

煙が住宅用火災警報器にはいると音や音声で知らせます。寝室や階段に設置します。原則として煙式を設置して下さい。

●熱式住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の周囲温度が一定の温度に達すると音や音声で知らせます。車庫や台所で使用します。



煙式住宅用火災警報器

熱式住宅用火災警報器

※これらの警報器には、「電池を使うもの」や「家庭用電源(AC100V)を使うもの」があります。

※最近では、一つの警報器が作動すると他の警報器も一斉に作動し、火災の発生をより早く知らせる「連動型」の住宅用火災警報器も販売されています。

悪質な訪問販売に注意して下さい！！

住宅用火災警報器を取り付けてないからといって、罰則があるわけではありません。罰則があるかのように言って、訪問販売する悪徳業者には十分注意して下さい。

住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先：幡多西部消防組合三原分署 予防係 TEL 0880-46-2629

国民年金記録

Q 年金手帳では「昭和35年10月1日加入」となっているのに、日本年金機構の年金記録では「昭和36年4月1日加入」とあります。なぜですか？

A **国民年金保険料の納付が始まったのは「昭和36年4月」からです。**
昭和35年10月から昭和36年3月までは国民年金法の準備期間で、実際に保険料を納めていただくようになったのは昭和36年4月からです。そのため、年金加入記録では「昭和36年4月1日加入」と表示しています。

Q 結婚してサラリーマンである夫の被扶養者になりましたが、昭和61年3月までの国民年金第3号被保険者の記録がもれています。なぜですか？

A **国民年金第3号の制度が始まったのは「昭和61年4月」からです。**
昭和61年3月までは、厚生年金保険等の被用者年金制度^{※1}加入者の配偶者の方には、国民年金への強制的な加入義務はなく、申出により加入できる「任意加入」となっていました(任意加入をしていなくても「カラ期間(合算対象期間)」^{※2}として年金の受給資格期間に含めることができます)。

※1 厚生年金保険、船員保険、共済組合等民間企業や官公庁等に雇用されている人が加入する年金制度のことです。

※2 受給資格期間の計算には反映されるが、年金額には反映されない期間のことです。

Q 国民年金第3号被保険者である妻の保険料は、夫の給料から天引きされるかたちで納付しているのではないのですか？

A **ご主人のお給料から天引きされているわけではありません。**
国民年金第3号被保険者^{※3}の方の保険料は配偶者の加入する被用者年金制度から拠出金として負担しており、ご主人がご夫婦二人分の保険料を納めているわけではありません。

※3 国民年金第3号被保険者の期間は「保険料納付済期間」となります。

Q 厚生年金をかけている夫に扶養されている妻も、厚生年金に加入しているのではないのでしょうか？

A **厚生年金保険の加入者は、働いているご本人だけです。**
厚生年金保険加入者の被扶養配偶者は、昭和61年3月までは国民年金の任意加入被保険者^{※4}として、昭和61年4月以降は、国民年金第3号被保険者として加入^{※5}していただくことになっています。

※4 任意加入の手続きをされていない場合は、「カラ期間(合算対象期間)」になります。「カラ期間」は、受給資格期間の計算には反映されるが、年金額には反映されない期間のことです。

※5 夫婦の一方が第3号被保険者に該当した時は、配偶者の勤務する会社の事業主経由で年金事務所に届出が必要です。

Q 国民年金は20歳から加入すると聞いています。私は、大学生であった平成2年8月に20歳になりましたが、国民年金の加入が平成3年4月からとなっているのはなぜでしょうか？

A **学生の国民年金加入が義務づけられたのは「平成3年4月」からです。**
大学等の学生の場合は、平成3年3月まで20歳以上であっても国民年金は任意加入でした。しかし、国民年金に加入していない期間に発生したケガや病気では障害年金の対象にならないこともあり、平成3年4月1日から国民年金の加入を義務づけることになりました。

Q 私の年金記録を見ると、会社を退職してから再就職するまでの期間は国民年金が未加入となっています。この期間は妻が会社勤めをして、私は家事をしていました。国民年金は未加入のままでは仕方ないのでしょうか？

A **国民年金第3号被保険者に該当する可能性があります。**
昭和61年4月1日以降、配偶者が厚生年金保険等に加入しており、その被扶養配偶者になっていた期間、またはご本人の所得が一定未満の額^{※6}であった場合は「国民年金第3号被保険者該当届」(2年以上過去の期間の場合は、「国民年金第3号被保険者の特例届」)を提出すると、その期間は国民年金第3号被保険者期間に該当し、保険料納付済期間となります。
詳しくは、お近くの年金事務所へご相談ください。

※6 第3号被保険者の認定年収標準額

(単位:円未満)

	一般	障害者
昭和61年 4月～昭和62年 4月	90万円	150万円
昭和62年 5月～平成 1年 4月	100万円	150万円
平成 1年 5月～平成 3年12月	110万円	160万円
平成 4年 1月～平成 4年 3月	120万円	160万円
平成 4年 4月～平成 5年 3月	120万円	170万円
平成 5年 4月～	130万円	180万円

厚生年金記録

Q 働いていれば厚生年金に加入すると聞いています。昭和50年から3年間ほど旅館で働いていましたが、自分の年金記録を確認するといつも「ない」と言われます。記録もれではないでしょうか？

A **旅館等サービス業の厚生年金加入は「昭和61年4月」からです。**
厚生年金保険法では、これまで徐々に適用(加入)業種の拡大を行ってきました。旅館等サービス業が厚生年金の強制加入の対象となったのは、昭和61年4月からです。

Q 65歳以降も引き続き勤務していたのに、厚生年金記録を確認すると65歳で退職した扱いになっているのはなぜでしょうか？

A **厚生年金保険に加入できる年齢には「上限」があります。**
昭和61年4月から平成14年3月までは、厚生年金保険に加入できたのは65歳までであったため、65歳以降も引き続き会社にお勤めであっても厚生年金保険の記録はありません(健康保険のみ加入となります)。平成14年4月1日以降は、70歳まで加入できるようになったため、当時65歳以上70歳未満(昭和7年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方)で在職中の方は、平成14年4月1日から再加入となっています。



Q ねんきん定期便に記載される標準報酬月額と給与明細を見比べると、給与は残業代などで毎月変動しているのに、標準報酬月額が変わっていません。なぜでしょうか？

A **標準報酬月額の変更は原則1年に1回(9月)です。**
標準報酬月額は、毎年4月～6月に支払われた給与総額(税引き前)の平均で9月に決定し^{※7}、その後は基本給や諸手当などの固定的賃金^{※8}の大幅な変動^{※9}がなければ変更されません。したがって、実際にその月に受け取っていた給与額と異なる場合があります。

※7平成14年までは、5月～7月の給与総額の平均により10月に標準報酬月額を決定していました。

※8毎月決まって定額で支払われる賃金(基本給、扶養手当、通勤手当等)を指します。

※9変動月から3ヵ月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額が2等級以上の差がある場合のことです。

Q 平成15年3月以前の賞与の記録がないのはなぜですか？

A **平成15年3月以前の賞与は、年金額計算に含まれないからです。**
年金加入記録では、年金額計算の基礎となる記録をお知らせしています。平成15年4月以降は、総報酬制の導入により、賞与も「標準賞与額」として記載しています。

Q 私の年金記録では脱退手当金を受けたことになっていますが、退職時に一時金を受け取った覚えはありません。この年金記録を確認するにはどうすればよいですか？

A **年金事務所に記録の再調査・確認をお申し出ください。**
厚生年金加入記録に脱退手当金を受け取った記録のある方で、働いていた当時の記録の確認結果に疑問がある場合には、お近くの年金事務所にご相談ください。年金事務所を通して第三者委員会^{※10}への申し立てができます。

※10年金記録の訂正の要否を判断するための調査・審議を行う組織であり、総務省に設置されています。

Q 年金手帳が複数ありますが、わたしの年金記録は大丈夫でしょうか？

A **現在は一つの基礎年金番号で記録を管理しています。**
平成9年から、厚生年金保険や国民年金等の記録は一つの基礎年金番号で管理しています。年金手帳を複数お持ちの場合は、年金の請求手続きをする際に記録がもれる可能性がありますので、必要な手続きについて年金事務所にご相談ください。

共済記録

Q ねんきん定期便やねんきんネットには、共済の加入記録が記載されていませんがなぜでしょうか？

A **共済組合の加入記録は保険者(共済組合等)が管理しているからです。**
国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団の記録は保険者である共済組合等が管理をしています。日本年金機構では、共済組合等から加入記録の情報提供を受け、基礎年金番号に共済記録を順次、収録しています。共済の加入記録を確認される場合は、ご加入の共済組合等におたずねください。

国際交流員の

オーディン・スカーです!

vol.3



コタツが恋しい季節となりましたね、私にとってこんな寒さは初めてです。実家は一年に300日以上は晴れと有名で、真冬の時でも昼は15℃を上回ることが多いです。朝と夜は寒いけれど、家を建てる時、壁と屋根に断熱材を入れることは義務付けになっていますので、冬でも家はポカポカ、夏の家は涼しいです。オーストラリアが南半球に位置するため季節が逆で今、真夏を迎えています。この時期、昼は41℃になるのは日常茶飯事で山火事が怖い時期です。

みなさん、年末をいかがお過ごしでしたか？オーストラリアではクリスマスは日本のお正月みたいに、家族と親せきと集まって美味しいご飯を食べて一年を振り返ってみます。真夏なので、外でバーベキューをして、ゆっくりしますしビーチへ行くことも多いです。年末の基本過ごし方は、外でピクニックをして友達と酒を酌み交わして花火を見ます。カウントダウンが終わりましたら、好きな人と新年初のキスをする習慣もあります。

私は落ち着いた年末を過ごして、初めて和歌山城に行き、初詣は住吉大社でかなりの人ごみの中で屋台の食べ物を食べて、今年の目標を神様に語りました。そしておみくじで三年連続大吉を引いたと自慢した私は今年半吉を引いてしまいました。しかし、いい一年になるかどうかは自分次第と信じていますので、今年もゴール・ラインに向かって頑張りたいと思います。

2013年は本当に浮き沈みの多かった一年でした。例えば伊豆大島・フィリピン災害もありましたが、いいこともたくさんありました。2020年の夏季オリンピックの東京招致成功、東北楽天ゴールデンイーグルスの日本選手権シリーズの初制覇なども挙げられます。2014年は皆さんにとってどんな一年にしたいと思いますか？



和歌山城敷地内



住吉大社境内の有名な橋



本年が皆さまにとって幸多き年となりますようお祈り申し上げます。

今年も旧年同様宜しくお願いします。

All the best wishes to you for 2014!

2013年の漢字
「輪」

文責:Odin Scarr

幡多広域消費生活センター便り

引越しのシーズンになります。賃貸借契約の基礎知識をご紹介します。

契約前 契約成立前に仲介業者に払った**申込金**（申込み証拠金・予約金・内金など）は「**預り金**」として扱われ、キャンセルしたとき宅地建物取引業者から返還されます。なお、「**預り金**」を求める業者には、契約の締結に至らなかった場合には、返金される旨を明記してもらうことが大切です。

契約時 契約前に**重要事項の説明**を受け、借りるかどうか判断します。その後、契約書をよく読み、**不利な特約がないかなど確認**。一旦、結んだ契約は内容を了解したことになるので、わからない点は説明を求めて**理解したうえで契約**することが大切です。

入居時 退去時のトラブルを避けるためにも、**貸主(管理会社)と借主**で立会い、部屋を点検・確認して、記録・証明になる写真を撮っておきましょう。

入居中 給湯器、エアコンなどの付帯設備、雨漏りなど借主が居住するために必要な修理をする義務が**貸主**にはあります。【**修繕義務**】
設備機器の故障など修理が必要な場合や不具合は、**すぐに貸主や管理会社へ連絡**。また、借りている間は、注意して使用・管理しなければなりません。**借主**の不注意による破損の場合は借主が修理することになります。【**通知義務・保管(善管注意)義務**】自室の電球の取替えなど「**小修理**」は借主。

退去時

1. 賃貸借契約書を再確認する
2. 退去の際には、貸主(管理会社)と双方で立会い、入居時の記録や写真を参考にして、修繕の必要な個所を確認する
3. 修繕費の明細書を確認し、納得がいかない点について交渉する

★国土交通省の「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」を目安にして貸主とよく話し合みましょう。話し合いが進まないときは書面を出して交渉、それでも解決できなければ、**調停**や**少額訴訟**をする方法もあります。

相談は無料、秘密厳守です 安心してご相談ください
月～金曜日 9:00～12:00/13:00～17:00 祝日・年末年始を除く
☎ 0880-34-6301 FAX0880-34-6295

自衛官募集

自衛隊幹部候補生(幹部自衛官)・予備自衛官補

受験科目 自衛隊幹部候補生(幹部自衛官)
応募資格 平成27年4月1日現在22歳以上26歳未満の者
院卒者試験は4月1日現在20歳以上28歳未満の者
試験日 1次試験平成26年5月10日(土)
平成26年5月11日(日)飛行要員希望者
受付期間 平成26年2月1日(土)～4月25日(金)
初任給 214,900円(平成24年4月1日現在)
衣食住 食事・光熱費・宿泊費等無料
休日休暇 年次休暇(年間24日)、夏季及び年末年始の特別休暇等があり原則として週休2日制です。
概要 自衛隊組織の骨幹である幹部自衛官(パイロット要員含む。)として、必要な知識と技能を修得するために幹部候補生学校にて教育を受けます。卒業後は初級幹部として部隊を指揮しながら、さらなる知識と技能の修得に努め、「平和を、仕事にする。」責任を担っていきます。

受験科目 予備自衛官補
応募資格 一般公募 平成26年7月1日現在18歳以上34歳未満の者
技能公募 平成26年7月1日現在18歳以上55歳未満の者
(国家免許資格については、下記にお問い合わせください。)
試験日 平成26年4月11日(金)、12日(土)、13日(日)、
14日(月)、15日(火)
※いずれか1日を指定されます。
受付期間 平成26年1月8日(水)～4月2日(水)
身分 非常勤の特別職国家公務員
手当等 教育訓練招集手当は日額7,900円(教育訓練参加日数分支給)教育訓練招集旅費は教育訓練に応じて教育訓練に参加する場合、自宅から教育訓練実施駐屯地までの交通費を支給します。
衣食住 教育訓練招集間は食事・光熱費・宿泊費等無料
概要 普段は、社会人として、それぞれの職業に従事しながら、必要とされる練度を維持するため訓練招集に応じます。有事には防衛招集に応じて出頭し、後方の警備や後方支援等の任務にあたることも、特に必要があると認められる場合には、国民保護等招集に応じることとなります。また、平時においても大臣が特に必要を認める場合には、災害招集に応じることとなります。

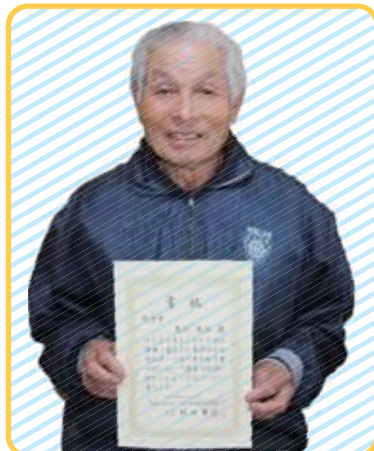
お問い合わせ：自衛隊四万十地域事務所(☎0880-35-3096)



終生我歯でを目標に

平成25年度高知県いい歯の表彰
 「熟年の部」で宮ノ川の矢野尚義さん(81)
 が優良賞を受賞しました。

受賞した矢野尚義さんより
 コメントを頂きました！



矢野尚義さん(81)

9月のある日治療していた歯が不具合になり、さっそくかかりつけの歯科を受診したところ、医師より「8020に応募しませんか？」と声を掛けられました。後日必要書類に証明していただき申請しました。

11月中旬、高知県いい歯の表彰熟年者の部に入賞した旨通知、賞状をいただきました。

父は101歳、母は99歳と永生きしましたが、総入れ歯の老後でその不自由さをいつも目の当たりにしていましたので、歯は大切にしなければと常に思っていて何とか現在も何でもおいしく食べられることをありがたく思っています。

特に気をつけていることは、夕食に念入りに歯を磨き、これからも終生我歯でを目標に頑張りたいと思っています。

宮ノ川 矢野 尚義 81歳

三原村役場住民課では80歳で自分の歯が20本ある方を毎年推薦しています。

自薦他薦どちらでもお心あたりのある方は、住民課 ☎46-2111 までご連絡ください。

当直医療機関一覧

	四万十市	宿毛市	土佐清水市
2月 9日	正木整形外科 (0880)34-5252	奥谷整形外科 (0880)63-1202	渭南病院 (0880)82-1151
2月11日	森下病院 (0880)34-2030	大西内科胃腸科 (0880)63-1267	松谷内科 (0880)82-1377
2月16日	四万十市立市民病院 (0880)34-2126	清谷病院 (0880)63-2302	松谷病院 (0880)82-0001
2月23日	佐々木整形外科 (0880)34-7177	いなげ胃腸科内科 (0880)62-1113	渭南病院 (0880)82-1151
3月 2日	四万十市立市民病院 (0880)34-2126	大井田病院 (0880)63-2101	渭南病院 (0880)82-1151
3月 9日	幡多病院 (0880)34-6211	川村内科クリニック (0880)66-2911	松谷病院 (0880)82-0001
3月16日	四万十市立市民病院 (0880)34-2126	幡多けんみん病院 (0880)66-2222	渭南病院 (0880)82-1151
3月21日	小原外科胃腸科 (0880)35-0108	聖ヶ丘病院 (0880)63-2146	松谷病院 (0880)82-0001
3月23日	大野内科 (0880)37-5281	澤田医院 (0880)63-2304	渭南病院 (0880)82-1151
3月30日	山下整形外科 (0880)34-0511	田村内科クリニック (0880)63-1668	渭南病院 (0880)82-1151